

「児童発達支援」重要事項説明書

本重要事項説明書は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、当施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

1. 事業者の概要
2. 事業所の概要
3. 事業実施地域
4. 開所日及び開所時間等
5. サービスを提供する主たる対象者
6. 当事業所が提供するサービスと利用料金
7. サービスの利用に対する留意事項
8. サービス実施の記録について
9. 苦情の受付について
10. 虐待の防止について
11. 協力医療機関について
12. 緊急時の対応
13. 事故防止対策
14. 非常災害対策
15. 身体拘束の適正化について

神戸町立たんぼぼ学園

当事業所は岐阜県の指定を受けています。

令和4年7月4日

1. 事業者の概要

| | |
|-------|---------------------|
| 事業者 | 神戸町 |
| 所在地 | 岐阜県安八郡神戸町大字神戸1111番地 |
| 代表者氏名 | 神戸町長 藤井 弘之 |
| 電話番号 | (0584) 27-3111 |

2. 事業所の概要

(1) 名称等

| | |
|-----------|--------------------|
| 名称 | 神戸町立たんぼぼ学園 |
| 事業の種類 | 指定児童発達支援 |
| サービス提供開始日 | 平成25年4月1日 |
| 所在地 | 岐阜県安八郡神戸町大字神戸833番地 |
| 電話番号 | (0584) 27-4128 |

(2) 事業所の目的・運営方針

- ・日常生活における基本的動作の習得及び集団生活への適応等の支援をすることを目的とします。
- ・利用者は保護者とともに通園し、本来の能力を発揮できるようきめ細やかな療育やことばの指導を行います。また、発達の遅れ等の早期発見に努め、保護者への支援や相談に当たります。

(3) 施設職員

| 職種 | 常勤(名) |
|--------------|-------|
| 園長(管理者) | 1(兼務) |
| 児童発達支援管理責任者 | 1(兼務) |
| サービス提供者(指導員) | 2名以上 |

3. 事業実施地域

神戸町全域。ただし、町長が必要と認めた場合は、この限りでない。

4. 開園日及び開園時間等

| | |
|--------------|--|
| 開園日及びサービス提供日 | 月曜日から金曜日。ただし国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から翌年1月3日までを除く。 |
| 開園時間 | 午前8時30分～午後5時15分 |
| サービス提供時間 | 第1単位：午前9時から午後12時 第2単位：午後1時30分から午後4時30分 不定期：午前9時から午後4時30分 |

| | |
|------|---------------------------------|
| 利用定員 | 第1単位：10名 第2単位：10名 不定期：15名 |
|------|---------------------------------|

5. サービスを提供する主たる対象者

療育の観点から個別療育、集団療育を行う必要が認められる満1歳から就学前までの幼児とします。

6. 提供するサービス内容と利用料金

(1) 提供するサービス内容

個別療育、グループ療育、構音指導、発達相談、発達検査など

(2) 利用料金

利用料金は無料です。

なお、行事等において実費負担をいただくことがあります。

7. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス内容の変更

受給者証の内容に変更があった場合は、速やかにお知らせください。また、受給者証を確認させていただくことがありますのでご提示ください。なお、決められた日にサービスが受けられないときは、速やかにお申し出ください。実施日の変更について、ご相談の上、可能であれば変更することができます。

(2) 事業者からのサービスの変更

研修その他で、止むを得ず実施日を変更させていただくことがありますのでご了承ください。

8. サービスの実施の記録について

(1) サービス実施記録の確認

当事業所では、実施日時及びサービス内容等を記録し、利用者にもその内容を確認していただきます。ご意見及びお気づきの点等があればお申し出ください。

9. 苦情の受付について

当事業所における苦情や相談は、次の窓口にて受け付けます。

(1) たんぽぽ学園 電話 27-4128

苦情解決責任者 子ども家庭課長 小野 健

苦情受付担当者 園長 竹中 智子

第三者委員 主任児童委員 2名

(2) 神戸町役場民生部子ども家庭課 電話番号 0584-27-0176

10. 虐待の防止について

当事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

| | |
|-------------|----------|
| 虐待防止に関する責任者 | 園長 竹中 智子 |
|-------------|----------|

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 苦情解決体制を整備しています。

(4) 職員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

(5) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を設置し、虐待の未然防止や虐待事案発生時の検証、再発防止策の検討などを行います。

11. 協力医療機関について

| | |
|---------|-----------------|
| 医療機関の名称 | 高田医院 |
| 院長名 | 高田 恭宏 |
| 所在地 | 安八郡神戸町大字神戸468番地 |
| 電話番号 | 0584-27-2015 |

12. 緊急時の対応

サービス提供中に利用者の容態に急変があった場合は、主治医に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族が不在の場合等、必要に応じて下記の緊急連絡先へ速やかに連絡します。

【かかりつけ医、ご家族】 緊急連絡先参照

13. 事故防止対策

止むを得ず、事故が発生した場合は、すぐに応急処置をして保護者に連絡します。また諸機関に早急に報告し、再発防止に努めます。

【損害賠償保険への加入】

介護給付費内でサービス提供を受けている場合、下記の損害保険に加入しています。

- ・保険会社名 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
- ・保険名 施設賠償責任保険、生産物賠償責任保険

14. 非常災害対策

消防法第8条第1項に基づき、神戸町立たんぼぼ学園における防火管理業務について必要な事項を定めて、火災、震災、その他の災害の予防及び人命の安全、並びに災害の防止を図ります。

15. 身体拘束の適正化について

当事業所は、身体拘束の適正化を図るため、次の措置を講じます。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を設置します。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備します。
- (3) 従業者に対体拘束等の適正化のための研修を実施します。

令和 年 月 日

児童発達支援の提供開始にあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

| | | |
|------|------|------------|
| 説明主体 | 神戸町長 | 藤井 弘之 |
| 説明者 | 所属 | 神戸町立たんぼぼ学園 |
| | 職氏名 | 園長 竹中 智子 |

私は、児童発達支援の利用の開始にあたり、事業所から契約書及びこの書面に
基づき重要事項の説明を受け、児童発達支援の提供開始に同意しました。

| | |
|-----|-------|
| 利用者 | 住所 |
| | 氏名 |
| | 保護者氏名 |

同意書

神戸町立たんぽぽ学園
設置者
神戸町長 藤井 弘之

私は、上記事業者が私または私の家族の個人情報をサービス担当者会議等に使用することに同意いたします。

なお、将来発生した新たな個人情報についても、サービスの内容の調整・向上などを目的に、その範囲内での使用を承諾いたします。

令和 年 月 日

利用者

代理人
